

第31回守口市子ども・子育て会議

開催日時	令和元年12月17日（火）午後2時30分～午後4時30分																																																								
開催場所	南部エリアコミュニティセンター 4階 会議室3																																																								
案 件	<p>(1) 開会</p> <p>(2) 議題 第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の策定について</p> <p>(3) その他 事務連絡</p> <p>(4) 閉会</p>																																																								
出席者	<p>○出席委員（13名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">久保田 健一郎</td> <td style="width: 50%;">石丸 利恵</td> </tr> <tr> <td>上野 美由紀</td> <td>菅 玲子</td> </tr> <tr> <td>津嶋 恭太</td> <td>坂東 京美</td> </tr> <tr> <td>廣部 孝徳</td> <td>房岡 徹</td> </tr> <tr> <td>牧 増美</td> <td>松永 和徳</td> </tr> <tr> <td>邨橋 雅廣</td> <td>森 滝子</td> </tr> <tr> <td>森園 泰子</td> <td></td> </tr> </table> <p>○事務局（21名）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">こども部長</td> <td style="width: 33%;">大西 和也</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>こども部次長兼こども政策課長</td> <td>田中 秀典</td> <td></td> </tr> <tr> <td>こども政策課主任</td> <td>瀧口 健太郎</td> <td>こども政策課主任 平 祐徳</td> </tr> <tr> <td>こども政策課</td> <td>薬師神 真里奈</td> <td>こども政策課 阪口 智彦</td> </tr> <tr> <td>こども施設課長</td> <td>樋口 加奈子</td> <td>こども施設課主任 渡邊 智徳</td> </tr> <tr> <td>こども施設課</td> <td>中島 幹子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子育て支援課長</td> <td>後藤 勝義</td> <td>子育て支援課長代理 岡田 晴美</td> </tr> <tr> <td>子育て支援課主任</td> <td>玉利 勇人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>わかくさ・わかすぎ園長</td> <td>山口 耕一</td> <td>わかくさ・わかすぎ園主任 幸地 直美</td> </tr> <tr> <td>子育て世代包括支援センター長</td> <td>福島 忍</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コミュニティ推進課長</td> <td>吉本 知亮</td> <td>地域振興課主任 寺澤 拓也</td> </tr> <tr> <td>生涯学習・スポーツ振興課主任</td> <td>藤井 佐知子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>健康推進課主幹</td> <td>佐藤 睦恵</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校教育課長代理</td> <td>棹本 達也</td> <td>教育センター長 中村 文俊</td> </tr> </table>	久保田 健一郎	石丸 利恵	上野 美由紀	菅 玲子	津嶋 恭太	坂東 京美	廣部 孝徳	房岡 徹	牧 増美	松永 和徳	邨橋 雅廣	森 滝子	森園 泰子		こども部長	大西 和也		こども部次長兼こども政策課長	田中 秀典		こども政策課主任	瀧口 健太郎	こども政策課主任 平 祐徳	こども政策課	薬師神 真里奈	こども政策課 阪口 智彦	こども施設課長	樋口 加奈子	こども施設課主任 渡邊 智徳	こども施設課	中島 幹子		子育て支援課長	後藤 勝義	子育て支援課長代理 岡田 晴美	子育て支援課主任	玉利 勇人		わかくさ・わかすぎ園長	山口 耕一	わかくさ・わかすぎ園主任 幸地 直美	子育て世代包括支援センター長	福島 忍		コミュニティ推進課長	吉本 知亮	地域振興課主任 寺澤 拓也	生涯学習・スポーツ振興課主任	藤井 佐知子		健康推進課主幹	佐藤 睦恵		学校教育課長代理	棹本 達也	教育センター長 中村 文俊
久保田 健一郎	石丸 利恵																																																								
上野 美由紀	菅 玲子																																																								
津嶋 恭太	坂東 京美																																																								
廣部 孝徳	房岡 徹																																																								
牧 増美	松永 和徳																																																								
邨橋 雅廣	森 滝子																																																								
森園 泰子																																																									
こども部長	大西 和也																																																								
こども部次長兼こども政策課長	田中 秀典																																																								
こども政策課主任	瀧口 健太郎	こども政策課主任 平 祐徳																																																							
こども政策課	薬師神 真里奈	こども政策課 阪口 智彦																																																							
こども施設課長	樋口 加奈子	こども施設課主任 渡邊 智徳																																																							
こども施設課	中島 幹子																																																								
子育て支援課長	後藤 勝義	子育て支援課長代理 岡田 晴美																																																							
子育て支援課主任	玉利 勇人																																																								
わかくさ・わかすぎ園長	山口 耕一	わかくさ・わかすぎ園主任 幸地 直美																																																							
子育て世代包括支援センター長	福島 忍																																																								
コミュニティ推進課長	吉本 知亮	地域振興課主任 寺澤 拓也																																																							
生涯学習・スポーツ振興課主任	藤井 佐知子																																																								
健康推進課主幹	佐藤 睦恵																																																								
学校教育課長代理	棹本 達也	教育センター長 中村 文俊																																																							

~~~~~

◇ 午後2時30分 開会

○会長 それでは、定刻になりましたので、第31回守口市子ども・子育て会議を開会させていただきます。

まず初めに、事務局から本日の出席委員について報告を求めます。お願いします。

○事務局 本日の出席委員は、会議の委員数17名に対し13名です。

○会長 ただいま、事務局から報告がありましたとおり、守口市子ども・子育て会議設置条例第6条第2項の規定に基づき定足数に達しておりますので、会議は成立しております。また、今回の会議録の署名委員は、廣部委員と松永委員をお願いします。

それでは、本日の配付資料について、事務局より説明をお願いいたします。事務局、お願いします。

○事務局 今回の資料は、「次第」と「資料1」の2種類です。

資料1は、A4サイズ冊子1部物、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画（案）」です。

また、先週金曜日の12月13日に事前送付させていただいた会議資料から一部修正がありましたので、この場で修正内容を御説明します。

修正箇所については7カ所で、全て6章部分になります。

お手元の「資料1」、71ページをお開きください。

「施策ナンバー5、乳幼児に対する健康診査」です。

3行目の黒いマーカーを引いているところですが、当初は「確認と考察を行い」と記載していましたが、委員からの事前通告で『精神発達等について「確認と考察」という文言は、言葉としてなじみにくい。確定診断のように感じる。』とあったため、担当課と調整し「聞き取りやスクリーニングを行い」という文言に修正しています。

次に、1ページめくりまして、73ページ、「施策ナンバー8、予防接種の知識の普及」です。

数値目標の下に注記を記載しています。これも、委員からの事前通告で「目標値が令和6年度で低下しているのはなぜか。必要な説明の注記が要るのではないか。」という意見をいただいたため、担当課と調整し文言を追加いたしております。

次に、74ページ、「施策ナンバー13、乳幼児の教育・保育」、「施策ナンバー14、世代間交流」、「施策ナンバー15、保育・教育等の資質・能力の向上」です。委員からの事前通告で、記載内容についての指摘をいただいていた部分を修正しています。

次に、83ページをお開きください。「施策ナンバー46、障がい児や特別な配慮が必要な子どもへの支援」です。

委員からの事前通告で、「障がいのある子どもだけでなく、障がいの診断のない子どもたちも支援の対象として事業を行っているならば記載を修正すべき」という趣旨の御意見をいただいたため、修正前は「障がいのある子どもへの支援」という名称であったのを「障がい児や特別な配慮が必要な子どもへの支援に変更しています。

あわせて、4行目の黒いマーカーを引いている部分についても、当初「障がいのある子ども」と表記していたのを「障がい児や特別な配慮が必要な子ども」に修正しています。

次に、1ページめくりまして84ページ、「施策ナンバー51、交通安全教室等の実施」です。

表の一番下に記載している数値目標ですが、当初、令和6年度の目標値を23件としていましたが、修正後は14件となっています。修正前は、直近4年間の平均をとって設定していましたが、現状値である平成30年度が14件に対し目標値が上昇している状態でした。担当課によると、平成30年度は極端に事故発生件数が少なかったため、直近4年間の平均でみると上昇する結果となってしまいましたが、修正後は少なくとも直近で最も事故件数が少なかった件数を目標値として設定するため、14件に修正するとのことでした。

先週の事前配布までに修正できていればよかったです、間に合わなかったためこの場をかりて御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、まず、資料の御確認をお願いします。「次第」と「資料1」の2種類はお手元にありますか。

それでは、早速、本日の議題、「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の策定について」に入っていきたいと思います。

来年、令和2年度から令和6年度までの5年計画である「第二期守口市子ども・子育て支援事業計画」の策定について、8月の第28回会議、9月の第29回会議、そして、先月第30回会議の合計3回の会議を通して議題として委員から意見を伺ってきました。

8月の第28回会議では、第二期計画の第2章部分として、国勢調査や大阪府の人口動態統計などの直近データ、また、昨年度に実施したニーズ調査結果の分析結果をもとに「守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状」について確認しました。

ほかに、平成27年度から今年度末までが計画期間である第一期計画の進捗状況や実績状況等について整理し、今後の課題等についてまとめている第二期計画の第3章部分についても確認しました。

9月の第29回会議では、第二期計画の第7章として、法律で策定が義務づけられている「教育・保育の量の見込みと確保方策」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」について確認しました。

そして、前回の第30回会議では、第一期計画には具体的に記載していないものの、第一期計画期間中に新たに組み込んだ事業・取り組みをまとめた第4章、第5章としての計画の基本的な考え方、そして、第6章の施策目標別の展開について各委員に確認をいただきました。

本日の会議では、今までの3回の会議で一度確認していただいた、第2章から第7章までを含む第二期計画の全ての章、全部で第1章から第8章までですが、その全てを御確認いただきます。

非常に量が多いですので、途中で切りながら確認していきたいと思います。分け方としては、第1章から第3章まで、第4章と第5章、第6章から8章までの3つに分けて確認をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、第1章から第3章までについて、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の「第1章 計画の概要」から「第3章 第一期守口市子ども・子育て支援事業計画の評価と課題」について御説明申し上げます。

お手元の資料1の1ページをお開きください。「第1章 計画の概要」です。

第1章については、8月の第28回会議で、第1章の構成（案）をお示しいたしました。基本的には、その内容に沿った形で今回第1章を作成しています。

「1. 計画策定の背景と趣旨」をごらんください。

「計画策定の背景」として、日本社会全体の視点として、出生数の状況や子育て環境の変化、また、平成27年度から始まった子ども・子育て支援新制度などについて記載しています。

次の「計画策定の趣旨」については、主に、第一期計画期間中、市ではさまざまな子育て支援施策を実施してきましたが、市民の子育てニーズの多様化や、今後、ますます守口の成長と活力を継続していく観点から、さらなる子育て支援施策の充実を図るため、第一期計画に引き続き、第二期計画を策定するといった趣旨を記載しています。

次に、2ページですが、国の動向として、特に平成25年度以降の国の待機児童対策などの子ども・子育て支援施策について表にまとめています。また、第28回会議で委員から御意見がありました、令和元年10月から始まった国の「幼児教育・保育の無償化」についても、コラムという形ですが一部掲載をいたしております。

国の無償化については、施設や年齢等に応じて無償化の対象か否かが違ったり、また、無償化の対象者によっても金額が違うなど非常に複雑であることから、さわりの部分のみ掲載する形としております。

次に、3ページ、「3. 計画の位置づけと期間」についてですが、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく法定計画であることや、本市のさまざまな計画とも整合性を図っていることなどを記載しています。また、計画の期間についても法律の規定のあるとおり、5年間を1期間とし令和2年度から令和6年度までの5年間としています。

「第1章 計画の概要」についての説明は以上です。

次に、「第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状」についてです。

8月の第28回会議で1度御確認いただきましたが、その際に各委員からいただいた意見や、庁内関係課の意見等を踏まえ修正を行わせていただいております。掲載内容については、以前にお示しした内容と大きく変わっておりませんので説明は割愛いたしますが、主な修正点といたしましては、以前の会議で御意見をいただきました、第一期計画と記載内容が同じとであったところを主に修正しています。

次に、「第3章 第一期計画の評価と課題」についてです。23ページをお開きください。

こちら、8月の第28回会議で御確認いただいておりますが、第2章と同様の意見をいただいた部分を主に修正しております。

また、38ページの「(2) 放課後児童健全育成事業」についてですが、委員から高学年の登録児童室の表記方法について御意見をいただきましたので、一部表記方法を変更しています。

次に、47ページ、48ページです。「(9) 妊婦に対する健康診査」、「(10) 乳児家庭全戸訪問事業」について、受診率や訪問率の記述があったことから、それぞれの表の中に受診率、訪問率を追加しております。

そのほか、第2章、第3章とも、細かな表現の修正や、もう少し具体的に記述したりなど文章の修正を行っています。

第1章から第3章の説明については、以上となります。

○会長 ありがとうございます。

それでは、第1章以外は一度確認をいただいているそうですから、章ごとではなく複数の章をあわせて確認していきたいと思っております。

「第1章 計画の概要」から「第3章 第一期計画の評価と課題」までで、何か御意見や御質問などはありますでしょうか。また、各章個別ではなく、第一期計画全体の意見についても最初にお

伺いしていこうと思います。なお、発言前には氏名をお名乗りください。よろしくお願いします。

○委員 18ページの子育ての孤立感の解消のところなんですけれども、ここで、取っかかりのハードルの低い事業というのは、今まで何かされていましてか。というのは、うちは門真でキンダーカウンセラー事業ということで、大阪府の事業を受けて臨床心理士さんに来てもらっているんですけれども。一応5コマ分。うちも大概少なくとも1つ、あるいは、多いときだったらこの5つとも○という状況なのですね。

それは、ふだん行きなれているところだから、ちょっとついでに相談みたいな感じがあるというのは利用されている方から聞いているので。そういう意味では、子育て相談というハードルを下げよう事業として、どんなものを考えておられるのかなというのをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○会長 事務局から。お願いします。

○事務局 子育て相談なんですけれども、現在、電話相談もしくは面接相談もやっております。発達相談という発達に関する臨床心理士の相談につきましてもかなりの回数を開いております、ほぼ全部埋まるという状況になっております。

もりランドに遊びに来ていらっしゃる方につきましては、もう予約などせずに皆さん遊びに来られますので、その場で「ちょっと心配なんだけど。」とか、離乳食の御相談など、本当にあらゆる相談を気軽に本当に相談していただいて、その場に栄養士がいましたら栄養士も相談に乗りますし、保健師も相談に乗りますという形で、今対応しています。

そういう意味では、もりランドがあることで、あえてお母さんたちがハードルが低く御相談に来られているのではないかなと思っております。

○委員 できるだけ来やすくして相談しやすい雰囲気というのは、積極的にアピールしていかないと、せっかくそういう思いでやってもそれが伝わらないと意味がないので。ぜひ、頑張っていたいただけたらと思います。

○会長 ほか、何かありますでしょうか。どうぞ。

○委員 半分意見に近いと思うんですけれども。19ページの経済的負担の軽減というところなんですけれども。「子育て家庭への経済的負担を緩和するなど、子育て家庭に優しいまちづくりを目指していきます。」ということなのなんですけれども。

今、無償化を、その前にあげられていることからすると、確かに家庭に対しての費用というか、保育料の負担の軽減ということにはなってくるんですけれども。

その反面、無料だからあずけようと思われる方がどんどん増えてくるということもありますので、その保育の質を上げないと結局子どもたちが増えることによって、手がかげづらくなっていたり、先生がふえないと当然一人一人の育てている部分が見えなくなってきたりとか、子どもの育ちをきちんとフォローしていくということが難しくなってきます。

家庭に優しいまちづくりじゃなくて、子どもに優しいまちづくりが結果的に家庭にも優しくなるという意味合いで、ぜひこれから先、考えていただけたらなと思います。

それと、もう一つ、続けてもよろしいですか。

25ページ、ここも保育の充実ということなのなんですけれども。守口市長がいつも「日本一子育てしやすい市」ということをうたっておられます。何度も言うておりますけれども、事業をしている者からするとやはり補助金がある程度減額されているのはもう間違いないことなので、そこらを踏まえて質の向上というところにぜひ戻していただきたいと思います。

これは、今、その前に言ったことと同じことになるのですけれども、やはり子どもたちが育っていかないと、これから先の市の姿を支えていくのも子どもたちですので、ぜひそこを頑張っていただけたらなと思います。これも意見として聞いていただけたらありがたいと思います。

○事務局 委員の御意見ですけれども、市の補助金が減額されたと。以前も意見としていただいております。

市といたしましては、これまでからもこの場をおかりして申しておりますように、平成29年度に委員をはじめ、いろいろな方々とお話をさせていただいて、補助金の組みかえということで国の負担分も入れさせていただいた。減額ということですが、平成29年度と平成30年度を比べますと、予算額でいいますと倍ほど上げさせていただいているのが事実でございます。

従いまして、我々として減額しているという思いはございません。ただ、これからもこの保育の質ということをおっしゃっていただく、これは我々としてこれからも質に転換していかないといけない、量よりも質に転換していかないといけないという思いもございます。

従いまして、今後も引き続き、認定こども園会さんやいろいろな事業者の方々と今まで以上にお話をさせていただいて、よりよい質の向上をはかっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○会長 待機児童もゼロになって、量的には随分充実してきたということで、やはり質のほうに今後いろいろな形で転換をしていき、それが真に子どもに優しいまちという、子育てしやすいまちという世の中になりますので、この場でも考えていけたらと思います。

いかがでしょうか、そのほか。1章、2章、3章で。後ろのほうにたくさん出てくるかもしれないので、なければ次にいってもいいかと思いますが、よろしいですか。

このあたりは、現状や実績・評価の部分になりますので、本丸ではないかと思っておりますので、少し早いです。次のところに行きたいと思っております。

それでは、第4章、第5章ですね。事務局、お願いいたします。

○事務局 それでは、続きまして、「第4章 第一期計画期間中に新たに取組んだ主な事業・取り組み」及び「第5章 計画の基本的な考え方」について御説明申し上げます。

11月に行った第30回会議で一度御確認いただきましたが、その際の各委員からいただいた意見や、庁内関係課の意見等を踏まえ修正を行わせていただいております。

主な修正内容ですが、修正前の文章について、一文が長く読みにくい部分や専門的な用語等でわかりにくい部分について主に修正を行っております。

また、56ページ目以降、「2. 幼児教育・保育の無償化施策について」の部分ですが、これは平成29年度に市が国にさきがけて実施した幼児教育・保育の無償化施策についてのアンケート調査結果や、その成果と今後の課題について掲載しています。

63ページの「(4) 成果」及び「3. 第二期計画に向けた課題」の部分について、市のほかの計画との整合性を踏まえて内容を追記するなど一部修正を行っております。

次に、「第5章 計画の基本的な考え方」についてです。65ページをお開きください。

こちら11月の第30回会議で御確認いただいておりますが、第4章と同様の意見をいただいた部分、すなわち、一文が長く読みにくい部分などを主に修正しております。

また、委員から意見のあった子どもの権利条約の内容についても、各論部分ではなく総論部分として「2. 基本的な視点と重点方針」の「①主権としての子どもの視点」の部分に追記しています。

ほかに、67ページ「(2) 重点方針」についても修正を行っております。この部分については、

委員から「具体的な内容をできるだけ記載するべき」という御意見を頂戴したこと、また、市の今後の方向性を示す部分でもありますので、各関係課やそのほかの計画の記載ぶり等との整合性を踏まえるなど行っています。

そのほかにも、第4章、第5章とも、表現の修正やもう少し具体的に記述したりなど細かな修正はたくさんさせていただいております。

第4章、第5章の説明については、以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは、「第4章 第1期計画期間中に新たに取組んだ主な事業・取組み」から「第五章 計画の基本的な考え方」まで、何か御意見や御質問などはありますでしょうか。なお、御発言の前には氏名をお名乗りください。

○委員 幼・保・小連携についての取みということで、51ページにあるのですけれども、ここに書かれているとおり、いろいろと協議を重ねてきて、議論を重ねて一定の方向性は出たと思うのです。

やはり、ここで行政の方にも認識をいただきたいのは、子ども同士の交流というのはかなり進んできてはいるのですけれども、3段目ですか、接続期カリキュラム策定事業にもかかわってくるのですけれども、やはり幼稚園の教育要領とか学校の学習指導要領とか両方のことを知って、初めてうまく子どもたちが連続性でもってつながっていくと思うのですよね。そこが、なかなかまだ本当に教諭同士、保育教諭や保育士と小学校教諭とか、そういうところのかかわりがかなり希薄になっているところがあります。

子どもたちは、仲よく出向いて自分の進む小学校とかで授業を受けてみたり、一緒に探検をしたりとか、かなり内容も充実してきていると思うのですけれども。そういうところについては書かれているとおりでですが、ステージを1つ上げないと本当の意味での連携にはならないかなと思います。具体的に書かれている以上は、どういう形でそういう時間をもっていくのかとか、どういう形でそれを実現させていくのかというのが非常に大事になってくると思うので、その部分を有名無実にならないようにしていただきたいなと思います。

それと、やはりカリキュラムのことについても、お互いにそういう話し合いができるような、これも協議会をもっていたりする自治体もありますので。特に私立の民間園がかなりの数を占めていますが、公立3園がセーフティーネットということで認定こども園が置かれています。民間園に来ている子どもというのは結構いろいろな地域から入ってきているので、小学校と接続するといってもすぐ近くの校区の小学校に進学するとは限らなくて、場合によっては私立の小学校であるとか、遠方の例えば南部の園に来ている子どもが東部の小学校に就学するとか、そういうパターンも結構あります。なかなかコミュニティーという意味では、地域のすぐ隣にある小学校が自分の進むところではないということも有りで、こういうところでなかなか連携も図りにくいところもあったりします。

また、発達の部分で支援が要るとか、配慮の要る子どもの聞き取りも、これも発言させていただきました。小学校から全ての先生が来られるわけではなくて、在園する子どもの何校かの先生が聞き取りに来られて、小1プログラムの解決であるとか、接続という意味で話をするのですけれども、一人二人とか、進学児童が少数のところなんかはなかったりとか。他市の子もいますけれども。

子どもに線引きはないので、大阪市であれば全然そういう聞き取りもなければ申し送りもないとか、受けてもらっていないということもある。システムとして、広くこれは市域をまたがって

やっていくことも出てくると思うので、そういう広い視野でもっての進めというのは必要になってくると思います。

文言にして書くのは簡単にできてしまうのですけれども、実際にそれをどうやって接続していくのかというのは非常に課題が残るところかなと思いますので、その点について、行政としての見通しというのを実際にもっていただいているのかなというのをお聞かせいただきたいと思います。

○会長 では、事務局から。

○事務局 今、委員からお話をいろいろ伺いまして、先日、接続カリキュラムを作成させていただいて、さてこのカリキュラムをどのようにしようかと今、いろいろなところで考えながら試行錯誤している現状でございます。

今、先生がおっしゃったような意見もたくさん話を聞かせていただいて、接続カリキュラムを作成する段階からそういうふうなお話もいろいろのぼっております。そこをどのようにしようかというのを考えております。

そこで、まず、一番に大事なのは教職員の方と就学前保育士、職員とのお顔合わせ。それから、顔を合わせてどういうことをしているのか。子ども同士の交流、職員さん同士の交流ということは今後考えていこうと。それを、今、どこから取っかかりをしていったらいいのかというのを、今議論している段階でございます。

ただ、先ほどおっしゃいましたように、学区を超えて子どもたちはたくさんいろいろなところから来ている。なかなか交流ができない施設などもある。そういうところも含めまして、接続カリキュラムについての研修をせんだってさせていただいております。合同研修をさせていただきまして、そこでまずお顔合わせをしてもいいよねという話もありまして。それが、まだニーズも多いことでもありますので、なかなか前には今進んでおりません。

ですが、これからもこういった取っかかりをもとにお顔合わせをしたり、その後どのようにして接続期カリキュラム、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムというのを活用していこうと。それを皆さん、守口市の教育・保育施設をされている方々に声をかけさせていただきまして、それで考えていこうというのが今の段階でございます。

○委員 おっしゃっている形でももちろん進めていただく必要があるのですけれども。接続期カリキュラムのところも、従前の会議のときにも、認定こども園の公立の方と大学の学識経験者とか、そういう方での取り組みでほぼ骨格が決まっていた。私どもも含めて、民間園の代表はそこに入っていなかったこともあります。おおむね、そういうところは骨格ができ上がってきましたけれども、やはり、地域事情であるとか、またそういうところでのそごが生まれたりとか、接続期カリキュラムのひとり歩きというか、それだけが進んでしまって中身は伴っていないということにもなりかねない。

私が言わんとしているのは、全体の共通認識・共通理解があってやっけない限り、やはり本当の意味でのいい教育とか保育にはつながっていかないと思うので。その点だけ、また先ほどおっしゃった機会で、研修もただただ受けて広く講義形式で終わってしまえばそれで別に交流もなければ、意見もなかったりしますけれども。やはり、分科会とか小さく区切ることによって、またそういう意見を言い合えるというか、意思の疎通ができる機会はずいつくっていただきたいなということをお思います。意見として。

○委員 関連して。

私立の場合、それぞれの園がどういう思いで子どもを育てていくかというのは、割とはっきりし



ているのですね。その中で、小学校に向かって共通項としてあげていくことは何なのかというのを整理しないと、このカリキュラムをつくっても、これはうちとは方向が違うからあかんということで終わっちゃうわけですよ。その話を丁寧に、共通的にこの部分のこの育ちをというところまでいかないと意味がないという話なのです。

その中で、例えば、こうしている園がありますよ、こうしている園がありますよと事例としてそんなものがあがってきたときには、ああ、この部分のこういうところをこういう形でやっているのだというのがわかってくると、うちでもやろうかというところが出てくる。しかし、こうしますという形で、ハウトゥー的な形で先に出てくると、かなり民間の園としては難しいというところがあるのです。そこを、ぜひ検討いただきたいと思います。

校長先生がいる場でまことに申しわけないのですけれども、小学校さんが「いついつ交流をやります。」という日を決めて、子どもたちがたくさん入っている園に通知はくれるのです。それに行くのはいいのですよ。私たち、子どものためにそれをちゃんと伝えないといけないので、行くのはいいのですけれども。各園に来ていた子どもたちが、いろいろなところから来ているので、そんなのが年間に1校当たり4回あったとしてもそれが5校や6校になっちゃうと、とてもではないですけれども回数が多くて行けない。せめてそれがうまく1つ箇所であれば、学校さんとしてももっと細かい話ができるし、それぞれの園の考え方とか、園の保育がどういうふうに展開されている、その共通項は何なのかというのが見えてくると思うのですけれども。今、どうしてもばらばらで聞かれています。

そのあたりを共通化するための研修であったり、後の項目になってしまうかも知れませんが、体罰とかありますよね。どういうものが体罰になるかというのは、保育園、幼稚園の研修でも余り言われません。学校なんかは、今そこがすごく言われるのだけれども。基本の問題として私たちも知らないといけないと思うので、そもそも人権とは何なのか、その人権の議論するベースには何があるのかという話が必要だと思います。

この前もここで言わせてもらいましたが、子どもの権利条約で何が言われているのかということ、基礎知識をやるような研修会も要ると思うのです。それは、学校さんだけではなくて、やはり、私たち乳幼児を預かっている者にも要る。それをどういうふうにとめて、どういうふうにしていこうかと考えているのを、それを小学校ではどうつないでいってもらえるのかという話ができるような場をぜひ検討していただきたいなと思います。

○会長 接続期カリキュラムについて、とても重要と思うのは、これは総合基本計画のほうでもかなり議論になったことで、どういうふうに進めていくかということと。

やはり、ここでも第5章に書かれている基本的な考え方のところ、定住という形で次の段階を目指すとしたら、やはりこれは小学校教育の充実というのは重要ですよ。やはり、この接続期というのは、非常に今後守口が取り組むべき課題かなと思います。

子どもたちが交流するというのはある程度進んできたけれども、しかし、方法論的に園がやりにくかったり。また、先生同士の交流や勉強というのが、まだなかなかうまくいっていないという状況かなと思うのですけれども。

どうでしょう。教育委員会から、このあたりは。

○委員 以前、1回言わせていただいたことがあるのですけれども。小中の連携も、もうかなり10年ぐらいかけてきて、やっと先生たちが交流したということであって、小・小、小・中が顔を合わす形で年何回かはやっていくという形で。それで、やはり非常に進んできて、結果として中学

校が非常に落ちついたなというふうに考えています。

ただ、それを学校ごとでなかなかお願いするのが、こちらとしても園がたくさんあって、直前に入ってくる子どもたちがどういうふうな特性を持っている子とかで聞きに行ったりはするのですけれども。正直、そこができていないところは多々あります。

もし、可能なら小・中連携と同じように、幼・小というような大きなくくりで市として取り組みがあれば、時間的にどうなるかなというのは非常に働き方改革もありますので。けれども、なかなか学校の先生方はそういう、校長もそうですけれども、大きな視点で動くとなると非常にハードルが高いというところがあるので、可能なら、校長会ですとか、それから教育委員会を含めて場があればいいかなとは思っています。

○委員 以前、保育の現場で研修をやってもらったときに、小学校の先生が乳幼児期にこういう育ちをしているのだということを知ってほしいということで、教育委員会さんにもお願いして各学校にも連絡してもらったのですよ。ところが、実際来られた先生は、たまたま来ていただいた先生の教え子さんだったというふうな状態なのです。

ぜひ、教育委員会とこども施設課と一緒に、「これは絶対に出てよね。」というぐらいの研修を企画していただけたらなとは思っています。よろしくお願いします。

○会長 小・中は公立が中心ですしね。民間園が多い認定こども園と小学校の連携というのは、なおさらいろいろ大変なこともあるかなとは思いますが。これはぜひ、進めていただきたいと思います。

○委員 他市のことを言うとあれですが、門真では、もう10年以上前から保・幼・小・中までの合同の研修会を年に少なくとも1回はやっています。来られる先生の多くは、幼・保・こども園の先生たちが多くて、小中学校からは1人くらいしか来られないのですよね。でも、来られた先生と、「ここはこういうことでしょう。」という話をすると、「ああ、そうだ、そうだ。それは、私らも思っているんです。」という話は出るのだけれども、その先生が翌年変わってしまわれて、また同じような話を繰り返すということがどうしてもあるのです。

それは、体制の問題もあるとは思いますが、どうすればよいのか考えていただけたら積み上がっていくかなとは思っています。

○会長 これは、もう次の計画の中で絶対やっていただきたいところではありますね。

では、そのほかの点はいかがでしょう。私から1つ、質問です。

67ページのところの重点方針なのですが、ここもいろいろと議論をしてきたのですが、定住というのは大きなテーマになってきたかなと思うのですが、まちの活力っていう67ページ一番下のところで、重点方針の矢印のところでもちの活力っていうのが出てきているのですが。

これまで、余り出ていかなかったキーワードかなと思うのですが、かなり大きなところでどんと出してきたのですが、これは、どのような意味合いとかがあるのでしょうか。

○事務局 先ほど来ありました、第6次総合基本計画、市の最も重要な施策の一つで、今、市で策定している状況です。その中で、子育て支援等についても当然、記載させていただいています。

やはり、総合基本計画、またこの子ども・子育て支援事業計画ともに定住、特に、働き盛りの子育て家庭の定住というのを一つ大きな重点方針として両方共の計画に掲げているところがございます。

やはり、働き世代、力があるといえますか、パワーがある世代に定住していただくことによって

それがまちの活力にもつながっていくということで、定住と活力、これは両輪になってくる部分ということで両方記載させていただいたという次第でございます。

○会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに何か。

○委員 ちょっと先ほどの訂正というか。先ほど体罰の話をしましたでしょう。あれを研修でやってほしいというのが、そもそも体罰ってどういうことが問題になっているのかという基礎的なところと、あるいは、これが体罰だよという例をやはり先生としては知っておいてほしいというのがあるのですね。

というのは、保護者がやっていることがあったとしたら、「いや、それはお母さん体罰だよ。」と割と軽い調子で私たちは言えるのですよ。そのための知識というか、そういうものも持っておきたいなと思うのです。

先生が知らないからやって欲しいということではなくて、もっと広い意味でそれを使えるための研修とかという、認識を持てるようなものが欲しいなと。そういう意味なので、中身の追加です。

○会長 保育士自身の人権の意識というのも高まるような感じで、保育士から保護者へどんどん伝えるという。

ほかはいかがでしょうか。結構、中核的なところかなと。第4章はこれまでの計画に入っていないところですね。無償化や接続期カリキュラムといった大きなところと。それと、5章は、計画の基本的なもの。

ほかは、ないでしょうか。もしないのでしたら、6章はかなり細かいところがいろいろあるかなと思いますので、6章に時間も割けますので、次のところについてみましょうか。

それでは、第6章から第8章ですね。そこについて、事務局から説明をいただきたいと思います。では、お願いします。

○事務局 続きまして、「第6章 施策目標別の展開」、「第7章 事業計画」並びに「第8章 計画の推進に向けて」について御説明申し上げます。

「第6章 施策目標別の展開」については、11月の第30回会議で議論いただきました。この中で、当初、計画の進捗の管理方法について、数値目標を活用し、その数値目標の設定については推進項目ごとに幾つか事業からピックアップする形で御提案いたしましたが、会議の中で、「数値目標を設定した事業のみが目立ってしまう。」等の御意見をいただき、結論としては、数値目標を設定できる事業についてはそれぞれ数値目標を設定することとし、それとは別に、推進項目ごとに市が行う内部評価とこの会議で行う外部評価をもって計画の進捗を管理することとなりました。

それを踏まえ、今回の資料では、各事業で数値目標を設定できる事業については、各事業の表の中に目標値名と平成30年度の現状値、計画最終年度となる令和6年度の目標値を掲載しています。

また、前回の会議で数値目標の設定を予定していた事業のうち、委員からの御意見や担当課と再度協議したところ、数値目標にはそぐわないという結論に至った事業等については、数値目標の設定を取りやめている事業も一部ございます。

例えば、「市立小中学校での給食だよりの発行回数」や「わかくさ・わかすぎ園での療育的支援実施児童数」などを当初数値目標としてあげていましたが、食育の推進についての数値目標が給食だよりの発行回数で妥当なのか。また、そもそも食育について数値目標ができるものなのか。といった視点や、障がいのある子どもの定義の範囲が難しいことや、目標を数値化であらわすことにそぐわない等の理由から取りやめています。申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

また、前回の会議で委員から「放課後児童クラブ事業での異年齢交流」という事業について御意見をいただき、再度文案を検討する旨お答えしておりましたが、担当課との協議の結果、95ページの記載のある「施策ナンバー86」の事業と統合する形で修正を行っております。そのため、事業数は当初109事業でしたが、今回の資料では108事業となっています。

そのほかの主な修正点といたしましては、前回の会議での各委員からの意見や本日の会議までにいただいた御意見、また、担当課の意見等を踏まえ、文章や文言の修正等を行っております。

第6章の掲載方法についてですが、基本的には第一期計画と同様の掲載方法とさせていただきます。各事業の対象者についてはアイコンで表記することとし、アイコンの見方については69ページに記載しております。「関連事業等の概要の対象者の見方について」をごらんください。

第6章の説明は、以上となります。

続いて、「第7章 事業計画」についてです。

第7章については、9月の第29回会議で一度御確認いただいております。主な修正点ですが、委員から御意見をいただいた内容で、令和元年10月から始まった国の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性があるにもかかわらず幼稚園等を利用している区分について、国の無償化の表現を引用いたしまして新2号と追記しています。

また、117ページの「(5) 一時預かり」についても、「①と②の表を分けると見にくい。」といった御意見をいただきましたので、表を統合するなどしています。

次に、121ページ「(8) 利用者支援事業」についてです。今年度から守口市子育て世代包括支援センターがオープンしたことに伴い、利用者支援事業の形態が基本型から母子保健型に変更になっておりましたが、前回の資料では基本型の記載のままとなっていましたので修正しております。

また、次のページの「(9) 妊婦に対する健康診査」についてですが、市内の実施医療機関数を表などから削除しています。これは、本市では実施医療施設数が減少していることと、市民の利用が多くは市域に限らず府内エリアでの御利用が多いことなどから削除させていただいております。

次に、124ページですが、保育士確保のための市と近隣保育士養成校との連携や、保育士の離職防止についての取り組みなどについて追記したほか、就学前施設と小学校との交流や連携、また、保育教諭と教職員との交流の必要性や取り組みの必要性について追記しています。

そのほか、主な修正点として、文章や文言の修正等を行っております。

最後に、「第8章 計画の推進に向けて」についてです。

本計画の推進に向けた体制についての記載や計画の周知、また、計画の進捗管理について掲載しています。

以上、第6章から第8章までの説明でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

では、第6章から第8章までですね。ここで何か御意見はございますでしょうか。

○委員 74ページのところなのですが、乳幼児の教育・保育のところ、前、私はかなりこだわってうるさく言ったのできちんと修正されていてよかったと思うのですが、

やはり、こういう文章として子どもの発達についての言葉というのは、きちんと使っておかないと誤解が生じるかなと思います。

乳幼児期の発達にどうしても私がこだわってしまうのは、子どもたちの感情のコントロールの力は大体2歳までにぐっと伸びて、そこから落ちていくのですね。だから、そこの学びがすごく少ないなかで知的なことを言われてしまうと、子どもたちは先に感情のコントロールの力が育ってい

ばいいのですけれども、育っていないとなるといろいろなところでのひずみが出てきてしまいます。

感情のコントロールがうまく育っていると、わからないことはわからないと尋ねたり、あるいは、この子がこう思っているからこういう言い方はよくないのかなと考える力。最終的には、これはコミュニケーションの力だと思うのですけれども。周りの状態を見て自分で把握していく力、あるいはそれを具体化していく力。もっと言えば、つくったものを絵で描いていく力であったり、あるいは、それをどう思っているか、どう考えているかというのを聞いていく力。それに対して、わからない部分がここののだということまできちんと説明できるとか。そういうところが、実はコミュニケーションの力の部分だと思うのです。それは、やはりすごく大事なことで、その中で、子どもと一緒に人とかかわる力を育てていくというベースは、やはり家庭にあるとは思っていますね。そのことが大事だからこそ、家庭生活の支援というのはずっとこの計画の中でも言われていた。

そこから、集団に入ったり、あるいは、友達関係、児童クラブとかということになってきたときに、人との信頼関係を育てることが基本的なものから一般化していく姿を大事に、一般の人にも伝わる形での文言にしていっていただきたいなと思ってかなりしつこく言いました。でも、そこをやっていただいてよかったなと思っています。

ついでに、先ほどの人権の話もそうです。先ほど出ましたけれども、やはり、子どもたち一人一人がどう育っていくかというベースの中にその子を大事に見ていけない。大人が我が子をペットのように扱ってしまう方が結構いらっしゃるので。そこらのことを伝えていくために、先生としては人権というのはどういうものなのだと知らないといけない。どこを大事にしないといけない、どういう視点でものを考えていかないといけないかというのが、私にとってはすごく大きなことだし、企業の人にとっても、そこがちゃんと育っている子どもたちが、実は大きくなっていったときに企業で働く、ちゃんとコミュニケーションのとれる人になっていくというあたりのことを認識してほしい。家庭が安定する、家で安定した情緒でいられるというためには、やはり育休をきちんととってもらおうとか、働き方の改革というのを企業の認識として持ってほしい。それが、前回言っていたことに全部つながってくるのです。

今回、その多くがここにに入れていただいたという意味で、本当に感謝しています。ありがとうございました。また、ぜひそれが、文言だけに終わらないように、これからもやっていただけたらありがたいと思います。

○会長 そのほかはどうでしょうか。

○委員 71ページの施策ナンバー5なのですけれども。乳幼児に対する健康調査ということで、発達のところとか、早期発見につなげるという意味でこの目標数値なのですけれども。4カ月についてはこれは98.5%が現状で。令和6年は99%でちょっと1%遠慮されているところがあるのが、100%にもっていけない理由というか、何かしらそういうのがあるのかなということと。

やはり、これは1歳6カ月、2歳児は歯科検診ですけれども、3歳6カ月、だんだん上にあがっていくにつれて受診率が減ってくるというのも何かしら要因があるのかなと思うので、その辺をうまくひも解いていただいて。

全体としては、情報提供とか、先ほど来から話をしているように、在宅の人の支援もそうですけれども、園とか施設で預かる折に、そういうところのその子にとってどういう援助が一番いいのか、適しているのかということを知るためには、やはりこういう検診を受けていただいてそういうところの情報を共有するというのも大事だと思うので。

ぜひとも、100%の実施に向けて頑張っていただきたいなと思います。ちょっとその100%

に達していない要因とか。一つよく事例で聞くのは、やはり年齢が上がってきたときに、医師の方でもなかなか診断をつけるのは難しいというときに、発達検査によって○か×か、そういう形での答えが出されている。保護者としてショックを受けたり、「もう保健センターには足を運びません。」というようなことも事例ではあったりするので。だんだん年齢が上がってくるにつれて、我が子に対する思いであるとか、誰しもそういうつまずきとかバランスというのは大人であってもあると思うので。その辺のアンバランスさをストレートに指摘されたりとか、そういうところによってだんだん足が遠のいていったり。年齢が上がれば5歳児検診もしていただいていますけれども、やはり不安のほうが先行してお母さん方のほうがなかなか受容というか、それを受けとめるのが難しいところも出てくるところがあります。そういうことも一つの要因なのかなとも思うのですけれども。

年齢が上がるにつれてのパーセンテージが下がってきているというのと、だんだん遠慮されて96、94となっているのですけれども。この辺の100%達成というのはやはり難しいのでしょうか。

○会長 では、お願いします。

○事務局 歯がゆい%だと私も思うのですが。実は、参考にさせていただいている目標数値がございまして。厚生労働省が「健やか親子21」という取り組み、切れ目なく子どもそして親御さんが子育てをするにあたっての取り組みを、多岐にわたりいろいろな視点からやっていらっしゃる取り組みなのですけれども。

その一つが、乳幼児検診でございます。この乳幼児検診につきましては、「健やか親子21」の取り組みとしまして、平成27年ぐらいだと思えるのですけれども、健診におきまして親御さんから聞き取りをなさいます。問診におきまして、子どもさんの子育てについての率直な思いを聞くという問診票もございまして。ですので、養育面についての聞き取りもしっかりしていくというところで、養育面でも乳幼児検診では担わなければいけない、そういうアンケートをやりなさいということでやっております。

その中で、乳幼児検診の受診率、令和6年におきまして一定の%まで未受診の%をもっと小さくしていきなさいという目標数値が出ていまして。要するに、裏返せば受診率がそれによって出るわけございまして。その「健やか親子21」の目標数値をこちらにあげさせていただいているところでございます。

○委員 ということは、無理な数値を出すよりは現実的なのということで、できる限りそれに近づけて最終的に100%が望ましいかなと思うのですけれども。そういうことにしようということではよろしいですか。

○事務局 未受診対策として実施しているのが、「あえる」のほうになりますので、私からも一部言わせていただきたいと思いますのですけれども。

4カ月検診などにおきましては、やはり早く生まれ過ぎて、まだ退院していないお子さんもたくさんいらっしゃいます。そういう意味では、100%には本当にならずに病院にまだいらっしゃるという意味もありまして、100%ではなく99%みたいな形になるということでございます。

あと、1歳半とか2歳歯科、3歳6カ月につきましても、住民票はここにあつて海外にいつの間にか行ってらっしゃっていらっしゃるという方も正直いて。未受診対策というのは毎年1回必ずこの時点にいるお子さん全数把握ということで全部把握してまいりますけれども。その中で、やはり海外渡航というのがかなりたくさんいらっしゃいます。また、守口の場合、出たり入ったりと

いう方もたくさんいらっしゃいまして、やはりここでも100%にはならない。

あと、住民票を置いたままDV関係でよそに行かれているという方もたくさんいらっしゃいまして。その分でも、やはり100%にならずに。ただ、そういうお子さんにつきましては、健診はしないけれどもきちんと把握して、「何々市に行きました。」というところで、何々市さんに連絡させていただいてそこまで追跡をしているということで、把握率としましてはもう100に近い形で実施しております。

そういう意味では、ここに書いてある目標の値というのは現実にも沿っておりますし、きちんとした数字であるということであげさせていただいております。

○委員 今、おっしゃっていただいたように、実態が全て把握できていて、その原因とか理由で、また実際に受けるべき方なのとか、受けていただくべきなのに受けられないという数字があるというのはそれも課題かなと思いますので。そういう実態があるということで、そういう形で進めていっていただければいいかなと思います。

○委員 そうなると、この100%で目標はそのいないとかいう人をもう除外した数を分母にもってこないと、渡航している人がその年にすごく多かったら、すごく達成率が%としては悪くなるわけですね。でも、守口市に住んでいる人はちゃんと100人いたら100になったのに、200人にて100人が渡航もしくは、仮でそんなことはないのですけれども。100人渡航すると、あなたたちがやった実績は50%ですと言われるわけですから。

そこは、もう除外して、いない人はもうどうしようもないので、いない人を省いたやつを分母にもってきて実際に何%フォローできたのかということにしないと、数字のマジックになりますけれども。言っているのはよくわかるのですが、ここに書いているのは目標だったら100でいいと思います。100でいいのですけれども、目標が達せれないのは、例えば、虐待もそうですしワクチンもそうなのですけれども。虐待としたら、例えば、行っても会わせてくれなかったりとかということがあって実態が把握できない。予防接種もしなさい、しなさい言うても、結局親が連れてこないと家までおしかけて予防接種をすることはできないので。そうすると、やはりそこは100には到達はできないのですけれども、そこを100にするような努力はしてくださいね。僕は、目標はこれは99ではなくて別にそんなへりくだらなくても頑張って100を目指していくのです。でも、実際に、やはりそうやってできなかった人が何%かいて、とうとう達成値は99.5%になりました。その0.5%は言ったのだけれども来てくれないとか、しなさいと言ったのにワクチンを打たないという人が実際にどれだけいるかということのを数字としてあげたほうが、ごっちゃにしちゃうと99.5%が、その0.5%は結局渡航の人だったのという話に最終的になってくるので。そこはもう除外して、100にしちゃったらどうかなと僕は思います。

○会長 国等への報告のための数字の出し方って決まっていますよね。多分ね。だから、結構除外って、守口データになる。まあ、あってもいいと思うのですけれども。そういうふうになってしまうのですよね。

逆に言うと、先ほど委員が言われたような、健診を拒否するような形での行かない人というのは余りないと思うのですよね。渡航とか、DVとか、そういった問題がほとんどで。ちょっと先ほどおっしゃった診断されちゃうのは嫌だみたいな感じのそういうのは、余りないのですかね。

○事務局 実際、4カ月や1歳半ぐらいまでは、やはりそういう方が非常に多くございます。ただ、3歳6カ月に関しましては、ここは非常に難しいのですけれども、よくお母さんがおっしゃるには、「幼稚園で検診を受けましたから要りません。」というお答えが非常に多く返ってきており

ます。

ただ、それにしましても「園でやっていることも園でやっていることだし、また違う目で私たちも健診に来ていただけませんか。」というお話もさせていただくのですけれども。「もう、診断は園にします。」というところで来られないという方もいらっしゃるのが事実でございます。

○会長 時間をつくるのが大変というのものもあるかなと思いますね。

○委員 日々の幼稚園生活の中では、もちろん先ほどお話にも言われていたみたいに、臨床心理士に行っていたりとか、一定のそういう日常生活のことを見守りながらお母さんとの連携を図って伝えたりすることはできているのですけれども。

やはり、こういう公的機関での部分についても、やはり足が遠のいているというか、なかなか行こうとされていない方も実際にはいらっしゃる、我々現場の立場から見るとあるかなと思いますね。

ただ、そんなにたくさんの方ではないかとは思いますが、そういう方にもうまく理解をしていただきながら、一番は子どものためですので、子どものことを考えながらどういう支援が必要なのかとか、どういうケアをこの時期にしていくというのが一番大事なのかということがわかれば、専門家としても保育・教育を進めやすいです。また、お母さんのほうも心のゆとりというか、「ああ、そうだ。ここを今しっかりとやっていけば、この子についてはキャッチアップしていくのだな。」とかそういうことになっていくと思うので、やり方だと思うのですけれども。うまくそこを反発されないような方法でしっかりと行政でやっていくというのは、大前提だと思います。

○委員 全然話が変わるのですけれども。医療に携わる者として、どこのタイミングでこの話をしたらいいかわからなかったの。申しわけない、毎回毎回僕がこの会議に出られているわけではないので、その話が出たかどうかちょっと存じ上げていないのですけれども。

漠然とした話になってきますけれども、一番初めは第3章の27ページの子育てと仕事の両立支援ということで、親の就労と子育ての両立への支援の促進ということで病児保育ということがあがっています。その後も、またちょこちょこその病児保育のことがあがっていて。実際に、今、守口市内で病後児保育を入れて3園でしたか。その園が病児保育をしてもらっているのですけれども。

お母さんに言わせると、その園に行っている子どもはいいのですけれども、その園に行っていないお母さんがそこを使えるのかという話ですね。例えば、インフルエンザになりました。でも、どうしても仕事が休めません。いつも行っているところは病児保育をしていないので、じゃあ、病児保育だけできるように使えるようになっているのですかね。ちょっと僕は、実際には知らないのですけど。

それだったらいいのですけど、それでもキャパがあって、例えば、インフルエンザみたいにはやっちゃうと、一挙にキャパがなくなってしまってどこも預かれません。仕事を休まないといけません。「毎週毎週、風邪をひいて熱が出て、先生、私はずっと仕事休んでいてそろそろクビになるかもしれません。」とお母さんが泣きを入れてくるのですけど。そういう病児保育のもうちょっと透明化じゃないのですけれども、もうちょっとキャパを広げるとお金がかかるのでその辺はなかなか難しいところで。それこそ、横浜市の病児保育をやっていたところが、すごく大きなスペースですごいなあと僕はテレビを見ていたのですけれども。補助金が出なくなって赤字経営でとうとうやめますというニュースを今日、ちょうど僕は朝見ていたのですけれども。

確かに、常にいっぱいならいいのですけれども。特に夏場なんかは夏風邪は、はやりますけれども、もうがらがらなわけですね。でも、保育士さんも看護師さんも雇わないといけないので、そのペイを払わないといけません。逆に言ったら、今度はインフルエンザみたいになってしまうと、も



う「ごめんなさい。診てあげたいのだけでも、もうキャパがいっぱいで。」ということになって波があるので、なかなか病児保育をそのまま継続するのはやはり市の援助がないと、個人で自分でやろうというのはなかなか難しいので。よく、3園はやっていただいているとは僕は思っているのですけれども。

もうちょっと根本的に予算を組んで、もうちょっと病児保育ができるようにしてあげないと、結局、使えないお母さんは休まないといけないということになってきて、この目標の5番の親の就労と子育ての両立への支援ということが欠けてくるのかなということが一つあります。

それと、第6章の今度予防接種の話になるのですけれども。73ページの施策ナンバー8、予防接種の実施と普及ということは、それは頑張ってくださいたいいのですけれども。はしかのワクチンも、やっとなんと上がってきたかなと思うのですけれども。一時期は、もう特に3期、4期やっていたときなんかは、もう守口市は大阪府の中でも終わりから数えて何番目ぐらいの接種率で。はしかを賛成する市という汚名を着せられたぐらい、中学1年生と高校3年生の3期、4期の接種率が悪くて。僕の友達で違う市にいる人は、「先生は何をしているの。」って言われて、「いや、別に俺が悪いわけではないんだけど、みんな受けに来てくれないから、受けたいというのを打っていないというわけではなくて、受けたいといってこないの。」という話で一時期困ったことがあって。

今、1期、2期、1歳と年長さんのワクチンは、中学前の子どもの検診でもMRの2回目を打ちなさいと言って医者が出しているの、多分、接種率は前よりはましにはなっていると思います。ただ、接種率が上がらないと、当然、それが広まりますと。

寝屋川でしたかね、寝屋川はおたふくを助成していますね。自費接種は小児科ではおたふくとインフルエンザと、ロタウイルスなのです。ロタウイルスは、多分来年の10月から公費接種になるので、最後まで残るのはおたふくとインフルエンザで。おたふくはずっと新3種混合になるなると言っていて、いまだに入りません。言うだけなのかなと思っているのですけど。もう5年以内にはと言われていましたけど、全然おたふくが公費接種になりません。インフルエンザも当然なっていません。

65歳以上のおじいちゃん、おばあちゃんは、市が面倒を見ているので1,000円払えば窓口で受けられますという。65歳以上の人は確かに肺炎になりやすい。免疫が低いので助成してあげるのは全然構わないのですけれども、じゃあ、65歳以上のおじいちゃんと1歳未満の子どもでどっちが免疫が低いのですかと。小児科医的にはそういう話になって、65歳の面倒を見てあげるのが、1歳未満の子もインフルエンザになったら重症化するわけです。かつ、65歳以上のおじいちゃんだったらお薬がたくさんありますけど、タミフルの粉は苦くて飲めないの、なかなか治療もできませんとなってくるのだったら、守口市でなるべく病気にかからないようにしてあげて親の仕事の両立をはかってあげようというのであれば、そういう予防接種の枠をもうちょっと広げてあげて、そこを。ちょっと高いので、3,000円から4,000円しますから、4人も子どもがいるとそれだけで1万2,000円がとんでいくので、1回に。2回打とうと思ったら2万5,000円ほどとんでいくわけです。なかなかそれで打てないという家庭も実際に知っていますし。

だったら、ちょっと話がとんでいるような気もするのですけれども、とりあえず、子どもが病気で親が働けないということをどうにかサポートしてあげるのだったら、子どもが病気にならないように。病気になったら、ちゃんと病児保育で診てもらおう。もしくは、ならないように予防するのだったら、そういう今公費で打てないワクチンも市がどこかから予算をもってきて、どこかでインフ

ルエンザなり、おたふくのワクチンを全額でなくてもいいですけど補助してあげれば、もうちょっと接種率が上がってくると重症化する率が低くなっていくのでお母さんも助かるのかなというのがある。

全ての章にそんなことが書いてあるので、僕はどこのタイミングでこの話をしようかと思っていたのですけれども。最後のときに、73ページにはしかのことが書いてあったので、どンドンワクチンを勧めて予防してあげることが、市長が言う「子どもが住みやすい、健康に恵まれた市」になるのかなという気はしますので、それだけちょっと一言お願いします。

○会長 ありがとうございます。2つの視点だったと思いますね。まず、病児保育のところ。それと、幼児予防接種だと思うのですけれども。病児保育は、ちょうど今120ページですね。事業計画の中で、今後の確保方策もありますし。3章、46ページのところで、これまで実績となったところもあるので、ちょっと病児保育の現状についてお願いします。

○事務局 先ほど、委員の質問がありました病児、病後児でございますが、今年度は病後児のほうで2園実施していただいております、実績としましては、1園につきましては年間、H29年度の実績ですけれども、372名の受け入れの実績と、あともう1園につきましては35名という実績数が出てございます。

今年度、平成31年度4月から、1園病児保育というのを実施していただいている園がございます。そちらは、1日10名程度の受け入れ人数という形で。あと、病児につきましては、隔離室、病後児もそうなのですけれども、病児につきましてはインフルであったり、病気によって隔離するというところで、病児隔離室というのを設けていただくということになっておりますので、施設整備していただいて今10名で実施していただいているところでして。

実績というのが、今手元になくて申しわけないのですけれども。事前に登録していただいて、自園の方も他園の方も今登録数はおられるということです。実際に実績としましては、自園の方は確かに多いのですけれども、東部のほうからも、南部のほうの病児を実施していただいているところなのですけれども。東部のほうからも問い合わせというのはございますということで、今お聞きしているところです。

令和2年度4月につきましては、今施設整備をしていただいているこども園さんが、今病後児をしていただいているのですけれども、病児のほうに移行していただけるというところで、来年度につきましては病児のほうで2園という形にはなるのですけれども、病後児がその分、結局3園という形にはなります。

そうして、今、3園とも南部のほうに固まっている状態になっておりますので、やはり東部のほうが手薄なのかなというところと。実際の病児をやっていただいております園からもそういうお声を聞いているところです。

今日、私も委員がおっしゃったみたいに、横浜で100人、200人キャパの認可外のところで全て国、府、市の援助が受けられないというところで頑張っていたのですけれども、とうとう立ちいかなくなったと。年間1億円ぐらいの赤字というところでというニュースを私も見たところなのですけれども。

今、うちは補助制度で実施させていただいておりますので、病児をしていただいている受け入れ人数によって国の制度を使わせていただいております、その分でも市も補助を3分の1出させていただいているというところで。今、実施していただいているのがこども園というところですので、医療機関にさせていただくというところも去年もちょっと検討させていただいて、御相談にはあがらせ

いただいているところなのですけれども。やはり、保育士10人に1人置かないといけないとか、看護師を置かないといけないというところの規定がございますので。やはり、こども園さんであれば、利用のない日は保育士をほかのところ、今使われているところは可能だと思うのですけれども。医療機関になりますとその辺が難しいというところで、やはり補助だけでは難しいというところもある程度課題とは思っております。その辺は、今後、どういうふうに展開していくかというところは課題というところで今認識しているところでございます。

制度だけではちょっと難しいのかなというところもございますので、今後また医療機関等々に御相談に乗っていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員 実際、じゃあ僕のところに来たお母さんが「インフルエンザです。5日間休んでください。72時間たったら、登園許可書を書くのでまた来てね。」といったときに、お母さんが「どうしても今日は仕事が外せません。今日行かなかつたら、多分クビになります。」と言われたときに、僕がその園に電話して「一人いるんだけれども、受け取ってくれない。」って言って紹介はできるのですか。

○事務局 一応、園さんのほうで連携の医療機関というのを設定していただいております。園さんによっては、御指定の医療機関で。

○委員 こども園によっては。

○事務局 診断をしていただいてから、診断票をもって来ていただく形。

○委員 僕は、その連携に登録した記憶は全然ないのですけれども。その3園に登録している気はないのですけれども。自園だけではなくて他園でもいけるということは、僕がそこへ電話して「一人インフルエンザの子がいるんだけれども、診てくれない。」って言ったら、そのままそれは受け取ってくれるの。

○事務局 そこは、済みません。市のほうで委託している事業ではなくて、園でしていただいているので、園で確認ということで。

○委員 それは、他園から入るかもしれないけれども、結局は、基本的には自園でやっているわけですね。自園の子は、基本的にはちゃんと嘱託医がいて、その先生を通して診てその先生から病児保育というパターンはちゃんとスムーズに行くのですけど。

例えば、多分無理だと思うのですけれども、僕がそこにやっているところに電話して「一人いるから。」と言っても、いや、先生とは契約していないので。例えば、契約している嘱託医のところへ一度その子を行かせて、その先生が必要だと思ったらそこから入るという形はできるかもしれませんが。二度手間ですよ。

○事務局 そうですね。それと、事前に登録制になっていきますので。

○委員 例えば、その他園の人が登録していたとしたら、その嘱託医のところに行かないとあかんということですか。

○事務局 そうです。登録していただいて、そのときに「ここの先生が主治医です。」ということで。

○委員 そうすると、インフルエンザかもしれないと思ったときは、必ずその先生のところに行かないといけないようになってくるわけですね。患者のお母さんは。

○事務局 何カ所かはありますけど。

○委員 何で、そこをもうちょっとフリーにして、市がある程度面倒を見てあげるから、守口市の医療機関の先生から「いるんだけれども、いけますか。」という連絡があったら、それを受け取

ってもらえるような、もうちょっとパスをつくってもらわないと。結局3園もあっても、それも南部しかないの、東部とかどこの子だったら、僕のところに来てそこからもう一回行かないといけなくなってきましたから。

僕に言わせると、病児保育をしてもらっているのはありがたいのですけれども、もうちょっと守口市民のお母さんが利用しやすいようなシステムを補助金を出してでもいいですから、どこかから金をつくってこないといけないのですけれども。もうちょっとフリーに平等性を確保してやらないと、結局行けないやん。じゃあ、休まないといけないじゃんっていう話になってくるというのがあるので。

キャパをふやすのか、数をふやすのかそれは僕にはわかりませんが、さっき言ったみたいに、キャパをふやすにしても、数をふやすにも、絶対お金が要るのです。自分のところだけでやっていると、それこそ1億も負債を抱えてやめたのですけど。どんどんお金がかかってくるので、例えば、市から僕のほうにしてもらえませんか頼まれても、幾ら出してくれなかったら申しわけないのですけれども、絶対に立ちいかないから。自分の自腹を切つてまで申しわけないのですけれども病児保育はできませんと断るわけですよ。

なので、ある程度お金がないと数がふやせない、キャパがふやせない。もしくは、市がそうやって両立を考えているのだったら、それを推進したいのだったら、そこをちょっとどこかからお金をとってきてもらって、そういうフリーでいける、嘱託医を通さなくてもいけるようなシステムをつくってやらないと、幾ら3園つくりました、病児保育をしていますといっても、結局は使い勝手の悪い状態なのです。僕に言わせると。

なので、その辺をちょっと垣根をとってしてもらえるようなシステムを構築してもらったらありがたいなと思います。

○会長 どうでしょう。

○委員 病児保育のことで、これは発想の転換が要ると思いますし、守口市だけではできないことだと思うのですけど。休めばいい、お母さんが休んで不利益をこうむるようなことになるから、出生率も上がらないし、おかしいことになっているんじゃないかなと。

子どもは熱を出すのです、小さい間は絶対に。おたふくもするし、はしかにもなるし、インフルエンザにもなるし、中耳炎にもなるし、風邪もひくし。小さい間はそれが何人もお子さんがいたら、もっとたくさん毎回のようにある。

そのときに、お母さんが休んでお母さんが不利益を受けるから、病児保育ということになるわけです。子どもが熱を出したら、休んであげるのが当たり前になってほしい。これはもう理想論だと思いますし。それを、具体的にはできないと思いますけれども。

○委員 事業者が「休んでもいいよ。」って言ってあげるようなシステムがあればいいんです。

○委員 そうです。先生が事業所に電話してほしいんです。

○委員 まあ、してあげてもいいのですけどね。してあげてもいいのですけど、それで「じゃあ、休んでください。」っていう事業所はほとんどいませんけど。

○委員 そういうふうになってほしいです。

○委員 はい。それはそうです。僕も、それはそのほうがいいと思います。

○委員 それで女の人が不利益をこうむるから、女性の進出とか何だかんだと言っているけど、結局お母さんが休まないといけなく、結局女の人が不利益。それを休んだら、自分の仕事の何かにつながって不利な立場になると。それがあから働きづらいという。一向に子育て支援になってい

ないという。だから、発想の転換をどこかで。どないもならないんだけども、ちょっとでも思いました。

それから、もう一つ。予防接種の後期のほうですけれども。私も我が子には中学生とか、小学校にあがったらもう受けなさい、受けないといけないというのは全部とんで忘れてしまった。どこかから言われたら思い出すのですけれども、いまだに「まだこの受診券が残っている。この受診券が残ってる。ああ後期。」それはあります。

だから、どこかから「後期も受けてくださいよ。」というPRをしてもらったら、「ああ、そうだそうだ。」となるのですけれども。もう小さい間に全部受けたから安心とってしまうので、そこは何か要るかもしれないなと思います。

○委員　　うちは通知はしていますよね。3期、4期は通知はしていた。

○委員　　もう大分前ですけど、抜けていた。

それと、もうあと1点。病児保育とは関係ないのですけれども。保育と教育がサービスにならないような。今、本当に私たちもサービスになれているのですけれども、サービスにならないようなことであってほしい。人が育つ、育てないといけないということはサービスであったらいけないなということをおもっているのです。そのことと、私立と公立の費用の問題。どこから捻出してくるかということをお、市としてはもうちょっとしっかり把握しないと、考えておかないと、公立のように考えていたらやはりいけないなというふうに。私立の園、私立の学校というのは、やはりサービスをしていかなかったら来てくれないという現状があったとしたら、そしたら子どもが育たない、親が育てないということになっていくんじゃないかなと私は思っています。

それは、先ほどの補助金の話も出ましたけれども、それが要るのではないかなと。私立と公立の違いというあたりは、常に頭に入れなければいけないのではないかなと思っています。

以上です。

○会長　　ありがとうございます。

○委員　　よろしいですか。いつも企業に対して、人権のこととか、労働条件とか、あるいは育休をちゃんととれるようにしてくださいというのはまさしく今のお話なのですよね。ここが社会的に認められてくると、休むのは当然だということでもいいのですけれども。仕事がありながら休むとなると、当然、休む人はすごい負担ですよ。それが子どもに反映しないかなというのは、私はすごく心配しちゃうのですよね。

そういう意味では、やはり委員が言ったように、子どもって熱を出すものだから、そのところきちんと対応してあげてよねというのが大事で、そこで育った子が将来的にはその企業に入るかどうかはわからないけども、守口の地域を支える子どもに育っていくという前提で企業に声をかけていただき、人権のお話をしていただきたいなという思いがあります。

それと、あと私学と公立の違いなのですけれども。基本的に考えていることは一緒だと思うのです。子どものためにどうするか。そこでの費用のかけ方というのがどうなっているかというのは、正直、何回もお願いしているけれどもなかなか出てきません。多分、計算の仕方が違うので出ないのだと思うのですけども。でも、子どもは基本的には一緒なので、やはり同じようにやっていくことが大事かなと思います。

それと、ちょっと理想的というか、むちゃなことを言うかもわからないのですけれども。施設で子どもを受ける費用が、例えば、ゼロ歳児だったら1カ月で100万円ぐらいかかっていたりすることがあるのですよ。その4分の1を家庭に返してあげれば、パートに出なくても十分賄えますよ

ね。それも一つの施策ではないかなとは思いますが。

そういう意味では、費用のかけかたというのはどうなのかということもやっていただいたらいいし。フランスは基本的にその方向で動きましたよね。シングルの保護者の方にバーンと子育ての費用を出して、働かなくても子どもを育てられるというのは一定の年齢までできるようになりましたよね。やはり、そういうことが、先ほどおっしゃっていたサービスにならないようにということにつながってくるのかなとは思いますが。

○会長 いろいろなところの議論があってとても重要なのですが、病児保育のところからすると、95ページの目標別の展開のところ、2,979人と書いてあって、120ページの事業計画の中では、こういう値が確保方策として出ているわけですが。

要するに、今の数字を入れればいいのかという問題ではなくて、やはりまずここにも書いてあるのですが、地域の偏在というのが南部にあるのでそれを解消していくということと。あと、やはりアクセスのしやすさですね。結局、そこと、僕も制度はわからないけれども、本当にその園の嘱託医に行かなくてはならないのだとしたら本当に不便なので。とりあえず、守口市のお医者さんだったら誰でもオーケーになるとか、そういうのをすると病児保育でアクセスしやすいかなとは思いますが。そのあたりもちょっと考えていただいてもいいと思いますね。

同時に、委員がおっしゃった点。98ページのワークバランスあたりですね。とりあえず、企業がこういった意識をもってもらわないと、多分日本の企業ってどうしても人に仕事が増らなくて、特に小さいところとかその人がいなくなると回らないみたいのところがあって。それで、明日休めないで強行でいったりとかするような、そういった働き方を変えて。本当に組織がシステムとして動くような形にして、日本の働き方の文化というものを変えていかないとと思うので。非常に根本的な議論をしていただけたかなと思います。

ちょっと病児保育のところをもうちょっと何か。

○事務局 病児保育の件でございますけれども。先ほど申しましたように、現在病後児をあわせまして3園ということでございます。現実的には、園の児童さんがほぼ使っているような状況でございます。なかなかPR不足のところもございます。

今後につきましては、ここの120ページのところに、量の見込みと確保方策というところで、この5年の間にキャパとしてもふやしていく。先ほど、委員がおっしゃったように、在宅の方々の使い勝手が柔軟に対応できるように今後対応していけるよう検討していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長 ここは、多分、市としてもしっかりしていきたい部分だと思うので、よろしくお願いいたします。

ほか、何か。

○委員 よろしいでしょうか。95ページの時間外保育事業なのですが、一応、こども園の開所時間は7時から20時、13時間預けられるということが守口市は求められているのですが。児童クラブでも、8時から19時の状態で、乳幼児ゼロ歳の子どもをそれだけ長時間預けるというのは、ちょっと問題があるかなと思います。発達的にも、6時間を超えると問題が出るというようなレポートも出ている中で、守口市はこれから先、保育時間の短縮というのは検討されているのでしょうか。

○会長 事務局。

○事務局 保育時間の延長というところで、今現在、守口市は、平成14年、平成15年、平成

16年に民間移管をさせていただきました。その際には、移管に当たりまして、当時、民間移管につきましては市民の御理解、また事業者の御理解がかなりハードルが高かった部分もございます。従いまして、公立でもやっていたサービスを落とさない、もしくはそれ以上のことを民間さんをお願いするという形でやってきたというのが今現在、そういう状況できているということでございます。

ただ、国の延長保育の補助事業の一つでもございます。その中で、国が時間の縛りがあるというところもございますので、そういったところも検討した中で、我々としては今後考えていきたいと思っております。

ただ、実態として、現状20時まで残っておられる子どもさんがいらっしゃるのか、いらっしゃらないのかということも含めて、今後民間事業者さんとも議論を重ねていきたいと考えてございます。現状では、すぐに縮めますということは申しわけありませんけれども、この場でも言及することはできません。

○委員　フィンランドでは、小学校も午前中なのですよ。昼からは、家庭であったり、図書館とか、あるいは児童館みたいなところで過ごしています。それでもOECDのPISAテストではトップクラスにいつもいるという状況です。

だから、長時間預かることが決していいわけではなくて、その時間の使い方にある。あるいは、外国だったら、もう5時になったら会社はぴしゃっと閉まっちゃうのですよね。その後、何をしているかといったら、家に帰って子どもと一緒に過ごしているとか。そういう社会的な状況になっていってほしいなと思うのですよね。

その意味でも、やはり、企業に対しての啓発とかということも必要ですし、市としても、ある意味ニーズがある間は提供というのは仕方がないと思うのです。だから、できませんというのはそれが正解だとは思うのですけれども。やはり、そこらを念頭に置いた政策というのを、ぜひ、これから先も考えていただきたい。それは、やはり子どもにとっては一番大事な育ちの部分だろうとは思いますが、ぜひよろしくをお願いします。

○会長　先ほどの話と働き方改革をセットにしないと、これを短くしちゃうと本当に子どもが行くところがなくなっちゃうだけになるので。ちょっとその辺もセットで検討していただければと。

○委員　「子育て日本一の市」というのだったら、そこはもっと積極的に企業にアピールすることがあってもいいのかなというふうに思うのでぜひ。

それと、もう一つよろしいでしょうか。84ページの公園のところなのですけれども。「老朽化したブランコなどの遊具をより安全で子どもが楽しく遊べる魅力的な遊具に更新します。」となっているのですけれども。単に新しいものに変えるというよりも、その遊具で何が育つのか、あるいは、それがなくても、もっと自然な環境で子どもたちが育つものは何なのかという発想で点検というのは考えていったほうがいいのかと思います。

これは、一例なのですけれども。外国ではサッカー場というのは大人の施設としてはあるのだけれども、子どもの施設としてサッカー場というのはないのですね。それはなぜかという、それだとサッカーしか育たない。だから、築山をつくって、そこを登ったり下りたりすることで体の中心線を、体幹を育てるとか、あるいは、バランス感覚を育てるとか。それが、別にサッカーだけではなくていろいろな運動につながっていくという意味での環境というのを、すごく重視されているのですよね。

そういう意味では、魅力的な遊具に更新もそうなのだけれども、もう一つ、子どもの発達を見守

る場としての内容も、ぜひここに入れてほしいなと思います。そういう環境としても検討していただけたらなと思います。大人が行ってもバランス感覚が育ちますよね。

○会長 これに関しては。

○事務局 今、担当部がいらっしゃらないのでお答えさせていただきますが。

担当課に確認させていただいたところ、委員がおっしゃるような趣旨、内容というところは84ページ、施策ナンバー52の2つ目の段落のところ、そういうことも含めた上で楽しく遊べて魅力的な公園づくりに取り組んでいきますというふうに今記載しているということでございます。

ただ、全て魅力的な遊具、古い遊具を全て新しく更新してそれでおしまいというわけではなくて、もちろん、子どもさんが遊べる公園であることもありますが、全世代の方が、最近年配の方でも公園で健康器具を使ったりという部分もありますので。守口市民全員の方が楽しく安全に使えるような公園づくりに努めていきたいという趣旨で、子どもさんに特化するだけでなく、そういった形で今後計画を進めていきたいとお聞きしている次第でございます。

○委員 2つ目の項目の主語は「子どもたちが」なのですからけれども。

○事務局 ここは、あくまで支援事業計画ですので、ここでおじいちゃん、おばあちゃんも楽しめるようなとなると趣旨がずれてしまうので、こども部向けというか、子育て支援事業計画向けに主語をこのようにさせていただいております。

○委員 ああ。そうですか。私の感覚からすると、子どもたちと一緒に伸び伸び遊び育つような環境というイメージがあるので。もし、できるのであれば、ちょっとそこも御検討いただけたらなと思います。

○事務局 わかりました。

○会長 いかがでしょうか。ほかの点は。

○事務局 すみません。予防接種についてでございますが、貴重な御意見などもいただきつつ、ただ、市といたしましては、先ほども委員がおっしゃっていましたように、定期接種ということで特にゼロ歳児のお子さんが大変かかりやすいと言われているロタの予防接種が、法定で12月からほぼ決定と聞いておりますので。まず、この法定接種に取り組んでまいりたいと思っております。

あと、大きなお子さんのへの個別通知ということでございますが、比較的忘れやすい年齢ということで貴重な御意見をいただきました。今のところ、風疹の2期、年長児さんにつきましては、市内のこども園さん等にチラシの配布などを御協力いただいているところです。おかげで、接種率、先ほども大阪ワーストなどすごく接種率が低かったのですが、今は府下でもおおよそ真ん中より若干上のときもございます。接種率はかなり上がってきております。引き続き、御協力いただければと思います。よろしく願いいたします。

あと、健診の受診率でございます。目指したいところは本当に気持ちから100%ではございませんが、先ほどの御説明にもありましたように、今、現実的には実施している%を1ポイントでも2ポイントでも上げていきたいという思いがございますので、今回はできましたら国で示している%、この%にまず近づきたいと思っておりますので、御了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。予防接種の接種率も、国の目標値より1期は高い。目標のほうで低くなっちゃっているのですけれども。これは、注で書いてあるとおりです。追記、上の年齢のほうもよろしく願いします。

ほかは、いかがでしょうか。



○事務局 いろいろ御議論いただきまして、先ほど委員さん、また、委員さんから、教育委員会とこども部の中で接続していくことの大事さということを非常に御議論いただいて。守口も、今後は量より質ということに軸足をかえていく必要があることは、もう我々としても認識いたしております。

それが、委員さんがおっしゃいました、今までは公立の認定こども園と申しますか、保育所がやはり半数を占めていたような状況でございました。それが、平成27年の新制度以降、学校法人さんが認定こども園さんに移行されて、今や先ほどお話にもありました3園が公立で、残り27園ほどが民間の認定こども園になり、幼稚園、保育所というような形に変わっているという。これが今の守口市の現状でございます。

そういった観点からいきますと、過去は学校法人さんでありました私学助成の幼稚園さんが、教育委員会と連携を密にとった中で、いろいろ就学後の子どもたちのあり方なんかを御議論していただいていた場があるかと思えます。

現状では、なかなか新制度のもと、こども部のほうに認定こども園等が移行されてきているという部分もございまして、今、この中でいろいろ御議論をいただいた部分も私どもも含めまして、今後さらに教育委員会とも連携を深めていく中で、それと民間事業者さんとあわせて、公立で今まで重視していた部分も含めて民間さんとも就学後安心して子どもたちが小学校へ上がっていただけるような形の仕組みづくりなり、連携する体制づくりというものに重きを置いて進めてまいりたいと考えております。

それと、もう1点は、委員さんから、子どもの人権にかかわる部分でございますけれども、これにつきましても、今各認定こども園さん、また小規模園さんにお勤めになっている保育士さんは、以前は学校のほうでそういった部分も講義形式、またスタディー形式ではきちんと学んできておられて今、お仕事についておられると思えますけれども。やはり、いざ実践になりますと、その場で目にする部分があるかと思えます。そういった部分にどう対応するかということも、これは現場に入ってみないとわからない新たな体験の部分もございまして、こういった部分も市のほうにも人権室というポストがございまして。そういったところと調整をさせていただいて、少しでも広く皆さんに啓発できるような形を考えたいと思えますので、そういう形で対応させていただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

○委員 今、事務局からも方向性について述べていただいて受けとめさせていただいたのですけれども。

やはり、いろいろ議論を深めていく中で待機児童もゼロになったということで、厚労省マターのほうですけれども、実際には行きたいところに行けていないとか、そういうところでの待機児童というのはあるとはいえ、基本ゼロになったということですね。

出生率の低下もニュースで発表されているように、今後は都市部のところであってもどんどん人口減少が起きて、子どもの数が近い将来ですけれども70%、80%ぐらいになってくのではないかということで。過疎地なんかに行ったら、40%ぐらいに2040年ぐらいにはもうなってくるということで、3歳、4歳、5歳の子どもたち。

そういうことも踏まえて、いかにかじを切っていくかということだと思えるのですね。だから、行政としても、臨機応変というか、柔軟性をもって。やはり数字というのはその年度年度で変わってくると思えますので、やはり、これも言わせていただきますけれども、中間地点でもって、そこを振り返りながら大きくずれてきたなと思えば、どういうふうにかじを切るかということも大事に

なってくると思いますし。この計画も、やはり即座に今言っている目標が達成できればオーケーですし、ほど遠いのであれば、また修正をかけていくというのは大事だと思うので。

あとは、実際にこれをどう動かしていくかということが本当にポイントになってくるのも間違いのないので。この5年間というのは、次の5年間というのは非常に重要ではあると思いますので、今、その思いを述べていただきました。まさに、そういう形で進めていただければなと思います。

○会長 何か、ほかに。計画全体のことでいいですけども。

○委員 今回、総論の3章のところに、人権の尊重のところもかなり具体的に書いていただいたので、これからきちんとその流れに乗って動いていけばいいかなと思います。あとは、総論はつい忘れがちになるので、そこだけをぜひしっかり各論のところにまで影響を与えるものとして総論があるはずなので、ぜひ、十分考慮いただけたらなと思います。

本当にどうもありがとうございました。ここまで書き込んでいただいて。

○委員 先輩の女の先生と子育てについて話をするときに、若いときだったのですけれども。先輩の先生が、「もう涙なくしては語れないわ。」とおっしゃって。本当にそうなのですね、涙なくしては。「あれもしてやれなかった、これもしてやれなかった。熱があるのに休んでやれなかった。これを食べるときやって行って行かなあかんかった。」そんなことがずっとあるのですね。

だから、正直、この場で女の方がどれだけおられるかなと、発言されている女の方がどれだけおられるのかなって。そういうことをみんな経験なさっていると思うので、多分、お父さんの立場もあると思いますけど、子育てに涙なくしては本当に語れない。私なんかも、開門から閉門までお願いしておったような状態で本当に悲しいです。

女性のそういう立場も、もっと理解していただいて、行政にお願いをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○会長 ほか、いかがでしょうか。

そういうことで、おおむね意見は出ましたかね。きょうも、最後充実した議論ができたかなと思います。それでは、次第の(2)を終わります。

では、(3)の事務連絡を事務局からお願いします。

○事務局 今後の予定でございますが、本日の会議でいただいた御意見、この第二期計画につきまして、令和2年1月7日から2月5日までの期間、パブリックコメントを実施させていただきます。

パブリックコメントで寄せられた意見等を踏まえ、必要な修正等を行った上で、次回、2月20日(木)開催予定の第32回守口市子ども・子育て会議にて、最終案の第二期守口市子ども・子育て支援事業計画について御確認いただく予定といたしております。

また、第二期計画を広く周知するため、第二期計画の概要版の作成を予定していますが、次回会議では、その概要版の構成等につきましても委員から御意見をいただきたいと思っております。

第一期計画の概要版ですが、お手元にあるオレンジ色のこの12ページもののパンフレットがその概要版となっております。会議当日に初めて概要版についての御意見を頂戴するのではなく、事前に各委員にどのような内容を掲載すべきか、御意見を一定頂戴した上で2月会議で事務局から大まかな構成案をお示ししたいと考えておりますので、追って事務局から各委員に御連絡をさせていただく予定といたしておりますので、よろしく願いいたします。

なお、第二期計画にかかる議題につきましては、次回の2月20日第32回の守口市子ども・子育て会議で終了予定となっております。

さらに、年度最後の3月23日（月）開催予定の第33回守口市子ども・子育て会議では、令和2年4月に幼稚園から認定こども園に移行する施設がございますので、その施設にかかる利用定員の設定について御意見を頂戴する予定としております。

本日の計画につきまして、またパブリックコメントをかけるまでおおよそ今週中ぐらいにはなると思うのですが、会議終了後、お気づきの点等がありましたら事務局まで御連絡いただきましたら、修正等が必要なら対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

○会長　　どうもありがとうございました。ほかには、質問等はございませんね。

それでは、本日の案件は全て終了いたしましたので、会議はこれにて閉会いたします。

長時間にわたり、お疲れさまでした。

○事務局　　ありがとうございました。

◇ 午後4時30分 閉会

~~~~~